

令和7年6月1日

セーフティネット保証5号認定申請 よくある質問と回答

◇ はじめに

- 回答は作成日時点のものです。
- 国の運用方法の変更などにより、回答が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 認定権者（市区町村）により必要書類や運用方法は異なりますので、名古屋市以外で認定申請する場合は、それぞれの市区町村にお問合せください。
- 認定に関する基本的な事項は、各号の「認定のご案内」や提出書類の記載例などにも記載していますので、事前に確認をお願いします。
- 回答の内容や5号以外の認定などに関するお問合せは、名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課までお願いします。

電話：052-735-2100 8時45分～17時30分（土日祝、年末年始除く）

- ★ 電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要があります。
詳しい手続きなどは中小企業庁ホームページをご確認ください。

<中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）>

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>



申請受付や認定書に関すること

Q 受付時間は何時から何時までですか？

開庁日の9時～11時、13時～16時です。土日祝日や年末年始（12月29日～1月3日）は受付していません。

電子申請は、窓口の開庁日に関わらず24時間申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。

Q 窓口申請による認定はどこで実施していますか？

吹上ホールと同じ敷地内にある名古屋市中小企業振興会館6階「中小企業振興課」（千種区吹上2-6-3）で行っています。

名古屋市役所本庁舎（中区三の丸3-1-1）では受付していませんのでご注意ください。

Q 窓口申請に予約は必要ですか？

不要です。受付時間内に直接ご来庁ください。なお、予約はできません。

混み合っている場合は待ち時間が長くなる場合がありますので、ご了承ください。

Q 駐車場はありますか？

有料駐車場はありますが、料金のサービスはありません。

なお、吹上ホールのイベント開催時は駐車場が混み合う場合があります。

Q 窓口申請の受付にはどのくらい時間がかかりますか？

事前に提出書類が記入済みで不備がない場合でも、試算表などによる売上高等及びヒアリングや資料などによる業種の確認が必要ですので、1時間以上かかることが多くなっています。判断が難しい業種や複数の業種を営んでいる場合は、さらにお時間がかかることもありますのであらかじめご了承ください。

Q 窓口申請には法人の代表者や個人事業主本人の来庁が必要ですか？

代表権のない取締役や従業員、専従者でも構いません。

ただし、訂正署名ができるのは代表者又は個人事業主本人のみです。代表権のない役員や従業員、専従者は訂正署名できませんので、誤りがある場合、その場で提出書類を書き直しただくこととなります。

また、法人の代表者や個人事業主の委任を受けた金融機関担当者が来庁し、代理申請をいただくことも可能です。(指定様式での委任状が必要となります。)金融機関担当者による代理申請については、9ページの記載内容もご確認ください。

Q 認定書はいつ受け取れますか？

不備なく受理できた場合、原則、翌開庁日の13時以降にお渡しできますので、申請時に引換証としてお渡しする受取書を受付までお持ちください。

電子申請は、受付処理後に不備なく受理できた場合、3開庁日程度を目安にSNポータルから電子データで交付されます。

Q 提出書類以外に必要なものはありますか？

窓口申請では、来庁者様が、申請者様である法人の役職員又は個人事業主の専従者であることがわかる書類<例1>と、顔写真付きの本人確認書類<例2>が必要です。

なお、来庁者様が法人の役員又は個人事業主本人の場合、提出書類の履歴又は現在事項全部証明書や確定申告書で確認ができる場合は、本人確認書類のみで構いません。

<例1>名刺、職員証、健康保険証、確定申告書など

<例2>運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート)など

Q 提出書類などのコピーを取りたい場合はどうすればよいですか？

認定受付場所と同じフロアに有料のコピー機がありますので、ご利用ください。

Q 保証協会への申込期間内の認定書を取得しているがどうすればよいですか？

保証申込の期限内（発行日から30日間）に、認定書を添えて、金融機関又は保証協会に保証の申込を行うことが必要です。同時に複数の融資の申込に利用する場合でも、一方は原本、他方はコピーで申込ができます。

電子申請は、認定書が電子データで交付されるため、必要に応じてプリントアウトして利用してください。

Q 電子申請で交付された認定書には公印（市長印）がないが、このまま保証申込に使用しても問題はないですか？

問題ありません。電子申請は、SNポータルで電子データの認定書が交付されますので、公印（市長印）を押すことができませんが、保証協会への申込などには、必要に応じてプリントアウトした認定書を提出してください。

提出書類に関すること

Q 減少率の計算で生じた小数点以下の数字はそのまま記入すればよいですか？

小数点第2位以下を切り捨てて記入してください。

電子申請は、SNポータルでは切り捨て処理などができないため、小数点以下の切り捨ては不要です。

Q 誤って記入した場合はどのように訂正すればよいですか？

該当箇所を一本線で消した上部（余白がない場合は近くの余白）に正しい内容を記入し、すぐ近くに事業者様（法人の場合は代表者様）又は受任者様（金融機関担当者様）の氏名を自署してください。訂正箇所が多くなる場合はできる限り再作成をお願いします。

なお、印鑑（実印）による訂正はできません。

<例>

名古屋太郎 1, 500, 000

~~1, 000, 000~~ 円

Q 誤って印鑑を押印してしまった場合、訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、そのまま印鑑を残した場合でも訂正は署名でしかできません。

Q 提出書類は鉛筆で記入してもよいですか？

手書きの場合は黒のボールペンや万年筆などで記入し、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

Q 「直近1か月の売上高」とは具体的にいつを指しますか？

原則、「申請月の前月」を指します。

複数の営業所の売上が未集計等により、やむを得ず前月の売上高が確定しない事情がある場合は、最大で「申請月の4か月前」まで遡ることが可能です。

ただし、「申請月の前月」など、より直近の売上高が判明しているにも関わらず、任意の月の売上高を選択して申請することはできません。

なお、「申請月」とは本市が不備のない申請を受付した日が属する月を指します。

電子申請では、原則、申請の翌開庁日に受付処理を行います。

Q 売上高の根拠となる試算表や売上元帳などのコピーも提出する必要がありますか？

必要です。月別売上高がわかる各種試算表、売上台帳、法人概況説明書等の売上高の根拠となる資料（事業者が経常的に利用しているもの）をご提出ください。兼業2（営む業種のうち一つでも非指定業種に該当する方）の場合は、指定業種の各事業の売上高と企業全体の売上高が月別で確認できる書類が必要です。

5号認定の指定業種に関すること

Q 指定業種はどこでわかりますか？

以下の中小企業庁のウェブサイトを確認してください。

なお、指定業種は四半期ごとに指定されます。

＜中小企業庁（セーフティネット保証5号）＞

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html



Q 業種はどのように分類しますか？

複数の事業内容をおこなっている場合はすべて分けていただき、日本標準産業分類で業種を分類してください。

以下の総務省のウェブサイトを確認してください。

＜日本標準産業分類（令和5年[2023年]7月改定）＞

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=04>



Q 電話で業種を特定してもらえますか？

事業内容などから想定できる場合もありますが、窓口でヒアリングや確認資料をもとに業種を判断する必要があることから、電話で特定はできません。

なお、業種に関する金融機関担当者様からのお問合せが大変多くなっています。多岐にわたる事業内容から、電話で業種を確認するまでには時間がかかることから、まずは日本標準産業分類で調べていただくようお願いいたします。

＜日本標準産業分類（令和5年[2023年]7月改定）＞

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=04>



法人の申請に関すること

Q 履歴又は現在事項全部証明書の本店所在地は名古屋市外ですが、名古屋市で申請できますか？

原則、本店登記のある市区町村へ申請してください。

ただし、事業実態のある事業所が名古屋市内にある場合は名古屋市への申請も可能です。この場合、名古屋市内の支店登記があれば別途確認資料は不要ですが、ない場合は事業実態のある事業所が名古屋市内にあることを確認できる書類が2種類以上必要です。

<例>許認可証、賃貸借契約書、公共料金の領収書（携帯電話は不適當）、HP、請求書の写しなど

Q 法人名の会社種別は(株)などの略称で記入してもよいですか？

法人名は必ず正式名称で記入してください。

Q 履歴又は現在事項全部証明書の本店所在地にはマンション名がないが、提出書類に記入した場合は訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、保証協会や金融機関での取扱いの可否は判断できません。

なお、履歴又は現在事項全部証明書の本店所在地にマンション名があるが、提出書類に記入がない場合は補記が必要です。

Q 履歴又は現在事項全部証明書には「代表取締役」「取締役」とあるが、提出書類に代表者の役職名を「代表取締役社長」「取締役会長」と記入した場合、訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、保証協会や金融機関での取扱いの可否は判断できません。

なお、履歴又は現在事項全部証明書に「取締役」とあるが、提出書類に「代表取締役」と記入した場合は訂正が必要です。

電子申請は、SNポータル上肩書が表示されませんので、そのまま構いません。

Q 履歴又は現在事項全部証明書はインターネット登記情報取得システムから印刷したもので申請できますか？

できません。法務局で取得した原本又はコピーを添付してください。

Q 本店所在地の移転などの変更登記申請中で履歴又は現在事項全部証明書が取得できない場合、どうすれば申請できますか？

履歴又は現在事項全部証明書の代わりに、本店所在地の変更登記に関する法務局への登記申請書類などのコピー（オンライン申請の場合は印刷したものなど）を添付してください。

Q 創業後1年3か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、申請はできますか？

最近1か月の売上高が、その直前の3か月間の実績の平均売上高と比較して、基準以上に減少している場合は、申請ができます。なお、創業時点のわかる書類が必要です。

Q 創業時点はどのような書類をもって確認ができますか？

法人の場合、法人謄本（履歴又は現在事項全部証明書）などが必要です。

Q 個人事業主から法人成りして間もないが、申請はできますか？

事業の同一性が確認できれば、個人事業主時代の売上高との比較が可能です。申請する場合は、法人成りの疎明資料として法人の履歴又は現在事項全部証明書、個人事業主時代の最後の確定申告書と廃業届が必要です。

なお、異なる業種で法人成り（法人設立）し、業歴が1年3か月未満の場合、原則、「創業者用」での申請となります。

Q 「売上高等」を前年と比較する際、災害等の影響により前年同期の売上高等が著しく低かった場合、そうした影響を考慮した上で申請ができますか？

災害、大型倒産、予期せぬ事故等の特殊事情に起因するもので、営業日数の制限等により著しい売上高等の減少が決算書等により客観的に確認できる場合であれば、認定にあたり考慮することは可能です。

著しい売上高等の減少について、指定業種と企業全体において基準以上に減少している場合は、申請ができます。

Q 利益率要件はどのような場合に申請ができますか？

為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうしてもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けた利益率の減少が生じている場合に申請ができます。

なお、単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については本基準の対象外となります。

Q 利益率要件について、3か月間の月平均売上高営業利益率はどのように算出しますか？

法人の場合は、 $(3\text{か月間の営業利益}) / (3\text{か月間の売上高})$ で算出します。

個人事業主の申請に関すること

Q 自宅が名古屋市内で主たる事業所は名古屋市外にある場合、名古屋市へ申請できますか？

主たる事業所が名古屋市外にある場合、本市では認定できません。主たる事業所がある市区町村へ申請してください。

Q 確定申告書の事業所の所在地や自宅住所が、未記載又は移転などで申請時と異なる場合、どうすればよいですか？

確定申告書で主たる事業所の所在地が確認できない場合、主たる事業所が名古屋市内にあることを確認できる書類<例>が1種類以上必要です。

自宅住所が異なる場合は、運転免許証（裏面含む）、健康保険証、住民票など現在の住所がわかる書類のコピーが必要です。

<例>開業届、許認可証、賃貸借契約書、公共料金の領収書（携帯電話は不適當）、HP、請求書などのコピー

Q 自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合、どのように記入すればよいですか？

すべての提出書類に、自宅住所と主たる事業所の所在地の両方を併記してください。自宅と主たる事業所の所在地が同一の場合はひとつで構いません。

電子申請では、自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合は、申請画面の「その他」の欄に、主たる事業所の住所を入力してください。

Q 創業時点はどのような書類をもって確認ができますか？

個人事業主の場合、開業届や許認可証などが必要です。

Q 不動産所得は売上高に含める必要がありますか？

含めてください。

Q 雑収入や家事消費は売上高に含める必要がありますか？

原則、含めてください。

ただし、本来の事業活動とは関係がないと思われる雑収入（補助金など）は含めなくても差し支えありません。

Q 売上高営業利益率はどのように算出しますか？

個人事業主の場合は、 $(\text{売上} - \text{売上原価} - \text{経費}) / \text{売上}$ で算出してください。

金融機関担当者による代理申請に関すること

Q 金融機関担当者も事業者から委任を受けて窓口で申請できますか？

可能です。窓口申請は、委任状（名古屋市の指定様式）が必要です。

電子申請は、SNポータルに参加する金融機関が認める場合にのみ代理申請が可能ですので、まずはお取引のある金融機関担当者様へお問合せください。

Q 金融機関による代理申請用の委任状の様式はどこで取得すればよいですか？

名古屋市信用保証協会の金融機関専用ページ内「保証制度要綱・様式 名古屋市中小企業融資制度保証」の項目から取得してください。金融機関専用ページへのアクセス方法は、所属金融機関本部の保証協会担当者様などへお問合せください。

電子申請は、SNポータルで委任ができますので、委任状の添付は不要です。

Q 委任状は任意様式や他の市区町村が定めた様式を使用してもよいですか？

必ず名古屋市の指定様式を使用してください。

Q 委任状の日付（委任日）は何日でもよいですか？

代理申請は最初に委任行為が必要となるため、提出書類の日付と同日又はそれより前の日付で記入してください。

Q 委任状はコピーでもよいですか？

原本を提出してください。なお、申請ごとにひとつの委任状が必要です。

Q 委任状の本人氏名自署欄の枠内は誰が記入すればよいですか？

事業者様本人（法人の場合は代表者様）の自署が必要です。法人の場合で代表者様が複数いる場合は、どの代表者様の自署でも構いませんが、原則として、申請書に記載される代表者様と揃えてください。

なお、委任状の訂正は事業者（委任者）様しかできません。

Q 提出書類以外に必要なものはありますか？

窓口申請では、金融機関担当者様が所属する金融機関の職員であることを確認できる書類が必要です。

<例>顔写真付きの職員証、運転免許証＋名刺

Q 1回の受付で複数の事業者分を申請することはできますか？

窓口申請では、事業者様が申請する場合と同じく、原則、1回の受付につき1事業者様分の申請が可能です。1度の来庁で複数の事業者様分の申請を希望する場合は、申請後、改めて受付をお願いします。